

## 福祉文教常任委員会審査報告書

令和2年12月11日

飯綱町議会議長 大川 憲明 様

福祉文教常任委員会委員長 伊藤 まゆみ

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので会議規則第77条の規定により報告します。

### 記

事件番号	件名	審査の結果
議案第94号	飯綱町子育て世代支援施設条例	可決
議案第98号	飯綱町指定居宅介護支援等の事業の従業者及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例	可決
議案第99号	飯綱町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例	可決
請願第4号	「ゆきとどいた教育」の前進を求める請願	不採択
請願第5号	地域高校の存続と30人規模学級を求める請願	採択
陳情第7号	安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための陳情書	採択
陳情第8号	国に対して「すべての医療機関・介護事業所への緊急財政支援を求める意見書」の提出を求める陳情	採択

次に本委員会の審査の経過及び主な質疑、意見について報告します。

#### ○議案第94号 飯綱町子育て世代支援施設条例

質疑①：検討委員会の中で、休日祝日の利用希望はなかったか。子育て支援センターの利用状況は午前中に偏っている気がしたが、利用状況の確認はどうか。

ワークセンターを利用できる方は女性に限らないと聞いたが、子育て世代支援施設となれば子育て中の方に限るのか。子育て支援センターに連れてきている子どもとファミリーサポートで預かっている子どもは同じ場所にいるのか。

回答①：土日等休日も開館できないか内部でも検討したが、現段階では保育士の確保が難しい。検討委員会等でも土日は家庭で過ごしてもらうのが基本ではないかとの意見が多かった。一方で土日もやっていけばという母親もいる。しばらくは様子を見て、当面はイベントを土日等休日に行うなどして利用者の意向を伺っていく。現在の利用状況は、午前中から利用する方が多いが、お昼を食べたら帰るということが定着している。今度は保育士が傍についていなくても、一日中自由に使ってもらえるよう呼び掛けていきたい。これからは母子保健事業の一部もこちらで行うので、妊娠したら支援センターにまず来ることになる。施設の周知や案内をして利用を促していきたい。また、ファミリーサポート事業の託児も、基本的にはこの場所で行いたいと考えている。小さい子どもは託児室で、走り回る活動的な子どもはプレイルームで過ごすようにする。常に保育士がいるので、利用者全てに目を配って安全なサポートをしていく予定。ワークセンターは、子育て世代の父母でも、孫育ての祖父母でも使っていただいて結構。先の教育委員会の定例会で委員の中から、独身の女性も在宅ワークに興味ある方は使っているのではないかと提案があった。子育て世代との交流ということでも、将来母親になる女性の皆さんということでも、柔軟に対応していきたい。規定上ははっきりと定めていないが、町長の認める範囲内で利用可能としたい。

質疑②：ワークセンター条例の廃止は議案として上程しなければならないのではないのか。

回答②：条例改正の中の附則で廃止を規定している。法制のルールで、同じ要因であれば条例間で廃止の一部改正もできる。新規条例と廃止条例を同時に上程する方法と、2通りの方法がある。

質疑③：この条例はモデル的な物を参考にして作ったのか。ひな型は。

回答③：最近新設された、EAST、WEST、多世代を参考にした。

質疑④：条例中第3条以降の多くの条項に「町長が必要と認めるとき」などとあるが、町長が認めれば条例で全部できてしまうと読める。要綱等ならいいと思うが、条例の書き方がこれでいいのかと違和感を覚えた。

回答④：第一条の趣旨に則った事業をやることが大前提。ここに老人福祉は入ってこないという解釈。細かい事務事業なので常に変化していく可能性がある。それを明記してしまうと、その都度、条例改正が必要になるので事務的に心配はある。そういうこともあり「その他、町長が認める事業」と入れている。

質疑⑤：手続き上で手間がかかる、やりにくいということだと思う。しかし、町の

事業は何でも町長が認めればいいというものであっていいのかと違和感を覚える。

回答⑤：大前提は第一条に規定している目的であるので、そこから逸脱しない範囲の内容になる。

質疑⑥：形式的な話だが、第7条の（1）から（5）までは、最後が「。」ではなく、体言止めの方がいいのではないか。形式的な話なので、条例の中身は問題ない。

回答⑥：例規システムは誤植があればエラーとなるシステムになっている。法制のルールで句読点の使い方がある。各号の末尾が「こと」・「とき」である場合は「。」となる。今まで作ったサッカー場や三本松の直売所でも同じ。

討 論：なし

採決の結果：全員賛成で可決とした。

#### ○議案第98号 飯綱町指定居宅介護支援等の事業の従業者及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例

質疑①：この改正の根拠法令は何か。

回答①：介護保険法に係る省令の一部改正である。

質疑②：全国的に人員確保が難しいという状況を受けて、省令が改正されたことに伴い、条例も改正するということか。

回答②：そのとおり。

質疑③：主任ケアマネージャー資格の取得は難しいのか。

回答③：ケアマネージャーとして5年間の実務経験がないと受験資格がない。研修時間も多く、2泊3日程度の専門研修を何回も受講する必要がある。一般的に受講者は、通常勤務を行いながら研修を受けている。

質問④：資格の更新はあるか。

回答④：ある。

質問⑤：本来、主任ケアマネージャー資格者は必要だということか。

回答⑤：そのとおり。ただし、資格者の育成は、事業所の人員体制にも影響がある。大きな事業所は良いと思うが、小さな事業所は大変だと思う。地域包括支援センターや訪問看護ステーションは人員が限られているため、資格を取得しようとする者が研修に出てしまうと、通常業務に支障が出やすい。介護現場は職員採用も厳しい現状であり、その中でケアマネージャー資格や主任ケアマネージャー資格の人材育成は難しい。

質問⑥：この条例はもっと簡潔に書くわけにはいかないか。

回答⑥：国の改正に準じているため、独自の表記というわけにはいかない。

質問⑦：今、町内でこの項目に該当する事業所はどのくらいか。

回答⑦：社協、ニチイ、さんば、訪問看護ステーションである。

質問⑧：訪問看護ステーションは主任ケアマネージャーの資格取得者はいないのか。

回答⑧：いないと思う。

討 論：なし

採決の結果：全員賛成で可決とした。

**○議案第 99 号 飯綱町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する  
条例**

質 疑：なし

討 論：なし

採決の結果：全員賛成で可決とした。

**○請願第 4 号 「ゆきとどいた教育」の前進を求める請願**

**【9月定例会審査報告】**

説明者：長野県高等学校教職員組合 書記長 近藤 正 氏

質疑①：小中全学年で少人数学級を実現している県はどのくらいか。

回答①：全国では4県のみ。教職員の定数改善により国の予算付けがあれば、県は高校の少人数学級を実現してほしい。

質疑②：少人数学級をやることは決まっているか。

回答②：最近まとまった骨子案に、少人数学級に踏み出す文言が入った。大臣も触れている。

質疑③：なぜ他のところは進まないのか。コロナの記述があるが、便乗ではないか。

回答③：文部科学省は「新しい生活様式」を推進している以上、今の教室の面積で40人は対応できない。

質疑④：県は、クリアしているから良い。飯中の学力テストは県の平均すれすれ、秋田県や富山県はもっと高い。効果がどれだけ違うのかつかめない。ほかの県からすればおせっかいではないか。

回答④：少人数になれば、深い関わりができる。今、求められる教育が変わってきている。子ども同士の関わり、話し合い、発表となると40人は見きれない。教員は楽をしたいわけではない。

質疑⑤：少なければ良いわけではない。集団生活をするのに、何人が適切か。

回答⑤：決められないが、35人学級なら、36人で2クラス。1学年でやれば36人で学べる。36人を担任一人では大変である。

質疑⑥：人数がだんだん下がってきている。30人で出せば良いのではないか。

回答⑥：教育学者中心に20人学級求める声が出てきている。思いはあるが、今は35人で出している。

継続審査採決：コロナの記述の件と説明があったものの資料がないため、継続審査

を求める声があり、賛成多数で継続審査とした。

【閉会中審査報告】

日 時：令和2年10月15日（木）午前9時

場 所：飯綱町役場2階会議室

説明者：長野県高等学校教職員組合 書記長 近藤 正 氏

質疑①：毎年県民教育署名が取り組まれているが、去年はどれくらいあったか。

回答①：今年で32回目となり、計3万筆超えている。担当が違う組合なので詳細は把握していない。今年はできなかったが、県教組、高教組等が長野駅前です署名活動を行い、たくさん集まっている。

質疑②：意見書に教員の増員の項目が含まれていないが良いのか。

回答②：県では独自予算で35人学級を実現している。教職員定数計画が変われば、国費がついてくるが、法改正はハードルが高い。

質疑③：学級の規模と学力の関係で、少人数の方が高くなるのか。

回答③：学力を何で測るか。全国学力テストでは少人数の学校の方が高い傾向があるが、県によっても違う。

反対討論：少人数学級が良いとは限らない。不登校の解消もはっきりしない。教職員定数の見直しには反対だ。

賛成討論：なし

採決の結果：賛成少数で不採択とした。

○請願第5号 地域高校の存続と30人規模学級を求める請願

【9月定例会審査報告】

説明者：長野県高等学校教職員組合 書記長 近藤 正 氏

質疑①：活性化を掲げている町とすれば、北部高校はなくしたくない。地域の子どもしが行きたいと思える、魅力ある高校になれば、請願を出さなくても良くなるのではないか。

回答①：運動として関係する地域に出しているもので、北部高校の色を出してはいない。教員の一番の負担は、公務の負担。北部高校は募集が2クラスとなり、教員が2人減らされ、3年で6人減ることになっている。高校の魅力出すためにも、教員を増やすことが大事。

質疑②：魅力ある学校にするために、対応する案を出していくべき。まず、モデル校に手を挙げることだ。

回答②：手は挙げたが採択されなかった。教職員が3年で6人減れば危機的な状況になるため、校長も加配をお願いしている。学校の様子を書き込むことは、分会に話したい。

継続審査採決：現実的なもの、その資料が欲しいので、継続審査にしたいとの声があり、賛成多数で継続審査とした。

**【閉会中審査報告】**

日 時：令和2年10月15日（木）午前9時

場 所：飯綱町役場2階会議室

説明者：長野県高等学校教職員組合 書記長 近藤 正 氏

質 疑：30人を強調しなくても良いのではないか。モデル校方式では、実施までに時間を要すると言わなくても良いのではないか。

回 答：基準を下げると、配置が手厚くなる。福井県、秋田県などでは、都市部校と周辺校で定数を変えている。長野県のモデル校方式は坂城高校だけだが、もっと沢山でやってほしい。

討 論：なし

採決の結果：全員賛成で採択とした。

**○陳情第7号 安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための陳情書**

説明者：長野県障害者運動推進協議会 副代表 原 金二 氏

質疑①：陳情項目2の公立病院の統合再編や地域医療構想のねらいは何か。

回答①：国のねらいは医療費の削減である。そのために病床数の削減を求め、地域の病院の担っている役割を考えず、名前を挙げて再編を促した。

質疑②：請願項目の3の医師、看護師、医療技術職、介護職等を大幅に増やすこととは、どんなことをすれば良いのか。

回答②：総枠を増やすこと。先進諸外国並みになるよう、予算も引上げてほしい。

討 論：なし

採 決：全員賛成で採択とした。

**○陳情第8号 国に対して「すべての医療機関・介護事業所への緊急財政支援を求める意見書」の提出を求める陳情**

説明者：長野地区社会保障推進協議会 事務局次長 藤本 ようこ 氏

長野医療生活協同組合 長野中央病院 事務次長 磯野 健一 氏

質疑①：構成団体は。

回答①：長野医療生協、あおぞら企画（薬局）、新日本婦人の会、生活と健康を守る会など。

質疑②：コロナ関係を受け入れていない医療機関の影響も大きく大変なのはなぜか。

回答②：患者が減っている。国から支援金が入ったが、手術を先延ばしにしたり、普通の患者の来院を控えてもらうなどした。

質疑③：現在、資材の不足はないか。

回答③：中央病院では、資材は足りているが、4から5月は価格が通常の10倍で、今は3倍程とのこと。マスクやガウンは、発注してもなかなか入らず、不足しつつある。

討 論：なし

採 決：全員賛成で採択とした。